

# 工期に関する基準（令和2年7月 中央建設業審議会 作成・勧告）概要



(参考3)「工期に関する基準」について

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

## 第1章 総論

- (1)背景
- (2)建設工事の特徴
  - (i) 多様な関係者の関与
  - (ii) 一品受注生産
  - (iii) 工期とコストの密接な関係

- (3)建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
  - (ii) 公共工事における考え方
  - (iii) 下請契約

- (4)本基準の趣旨
- (5)適用範囲
- (6)工期設定における受発注者の責務

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1)自然要因： 降雨日・降雪日、猛暑日、河川の出水期における作業制限 等
- (2)休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間  
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3)イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4)制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約  
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5)契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6)関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7)行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8)労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9)工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10)その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理  
※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1)準備
  - (i) 資機材調達・人材確保
  - (ii) 資機材の管理や周辺設備
  - (iii) その他
- (2)施工
  - (i) 基礎工事
  - (ii) 土工事
  - (iii) 転体工事
  - (iv) シールド工事
  - (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期
  - (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
  - (ix) その他
- (3)後片付け
  - (i) 完了検査
  - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原形復旧条件

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1)住宅・不動産分野 (2)鉄道分野 (3)電力分野 (4)ガス分野

## 第6章 その他

- (1)著しく短い工期と疑われる場合の対応  
駆け込みホットラインの活用
- (2)建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応  
受発注者間及び元下間に於いて、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3)基準の見直し  
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

# 工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）



- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務**

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) **施工**
- (3) 後片付け

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について (優良事例集)

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。